

国交省 資金繰り対策第2弾

工事検査・支払を迅速化

・都道府県 ・政令市 債権譲渡の承諾も

国土交通省は、年末の資金繰り対策の第2弾として、工事検査と支払いの迅速化などを都道府県・政令市や各地方整備局などに通知した。都道府県・政令市には既済部分検査の迅速化や「建設業経営強化融資制度」で必要となる債権譲渡の承諾を求め、各地方整備局には可能な限り多くの工事検査を12日までに済ますよう要請した。1日付の建設業団体などに対する融資情報の通知に続く異例の対応で、厳しさが増す経済情勢の中で迎える年末の資金需要期を乗り切りたい考えだ。

都道府県・政令市への通知では、8月の経済対策関係会議で、建設業について適正価格での契約推進による経営力強化、資金調達の円滑化を図ることが合意されたことを示した上で、年末の資金需要期に向け、完成検査と出来高部に

分払方式における既済部分検査を迅速に実行して工事代金を支払うよう求めた。中間前払金の支払いの迅速な運用への配慮も要請している。

また、国交省が中堅・中小建設会社の資金円滑化のために経済対策の中で創設した

ことから、「債権譲渡の承諾」を迅速に進めるよう都道府県

・政令市に協力を求めている。各地方整備局への通知では、工事検査と支払手続きの円滑化のため、「できる限り多くの検査を12日までに完了する」と明記し、同日までに検査が完了して書類が整った案件は「年内の支払対象とする」とした。

年末の資金繰り対応については、国交省の「地域建設業経営強化融資制度」や中小企業庁の「保証・貸付制度」「セーフティネット貸付制度」などの相談窓口の情報を1日付で建設業団体に対し通知し、制度の活用を促している。

今回の通知は、全国建設業協会から、検査や支払いの迅速化について国交省に対して要請があったことを受け、文書で都道府県・政令市や各地方整備局に求めることにした。